



平成23年度 国公幼速報

No.5

平成23年12月6日

幼児期の学校教育・保育の「質の保障」を

全国国公立幼稚園長会

今後、幼稚園や保育所、総合施設（仮称）等についての具体的な検討が進められる中では、すべての子どもの最善の利益である学校教育・保育の質の維持・向上が図られるような制度が確実に構築されるよう、以下に本会の意見を述べる。

記

1 国の所管について

幼稚園は学校教育体系に位置付いた学校である。幼稚園から小学校・中学校へと一貫した教育を保障していくためには、幼稚園についての所管が他の学校種の所管と切り離されることがあってはならない。

また、新しく設けられる総合施設（仮称）についても小学校就学前と就学後とで一貫した対応が行われる必要があり、文部科学省がしっかり関与していくことが重要と考える。

2 子ども・子育て会議について

- 新システムを有効に機能させていくための会議として必要と思うが、どのような事柄をどのような方法で検討していくのか、また検討結果や意見等がどのような形で反映されていくのかなど、会議の位置付けの明確化が必要である。
- 常によりよい制度づくりを目指すためには、費用の使い方、事業内容、組織運営のあり方等の点検・評価が必要である。
- 構成員には、教育・保育の場で働く者を入れることが必須であると考え。また、構成員には教育・保育についての理解を深めるための機会を確保することが必要である。

3 総合施設（仮称）の具体的制度設計について

(1) 設置主体

- 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人を原則とする。
 - ・教育は持続性、確実性、公共性等が担保されなければならない。

(2) 設置認可・指導監督等の主体

- 都道府県教育委員会とする。
 - ・市町村への権限委譲は幼児教育の地域格差につながる懸念がある。「学校教育」部分については、義務教育と同様に、都道府県教育委員会の適切な指導監督により、教育の公共性等が確保される必要がある。

(3) 評価、情報公開

- 学校教育・保育の質の確保の点から、自己評価・学校関係者評価等は、明確な位置付けの下、実施すべきである。
- 質の確保とともに保護者や地域住民に信頼される開かれた経営を進めるうえで、評価の積極的な実施は不可欠である。

(4) 設置基準

- 考え方：施設類型によって国の基準を定める。国の基準は、ナショナルミニマムとしての性格を有するものとする。
- 「学校教育」部分については、施設類型を問わず、幼稚園設置基準を適用する。ただし職員の配置基準は現行より引き上げる方向が望ましい。
- 運動場は、教育・保育の質の確保のために不可欠。
- 学級担任制とする。一人一人の幼児への意図的・計画的・継続的な指導には、学級の責任者を明確にする担任制が有効である。学級集団を基盤にした育ち合いが、一人一人の育ちへの教育効果を高める。
- 職員の資格は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を原則とする。

(5) 研修

- 教員・保育士共に高い専門性を要する職であり、「質」を最も左右する。養成段階の研修、現職に至っての継続的な研修を保障すべきである。
- 教育基本法9条：研修の充実に関する規定の適用は不可欠
- 教育公務員特例法21・22条：研修の義務、研修の機会の付与、職専免研修の特例等
 - ・教育公務員としての職責遂行意識を維持・向上していく研修体制が必要
 - ・研修は、勤務する幼稚園内だけでなく、勤務場所を離れて他の幼稚園や他校種の教員と一緒にを行うことで、研修内容が広がり深まる。
 - ・多様な研修の機会が確保されることは、教員の意欲や誇りを高め、教育のさらなる充実につながる。
- 教育公務員特例法23・24条：初任者研修、10年経験者研修等
 - ・教員は経験年数に関係なく、また教員である限り、豊かな人間性や優れた教育実践等が求められ続ける専門性の高い職である。ライフステージに応じ、教員として着実に成長していくことができるような研修制度の構築が必要である。

(6) その他

① 教員の身分

- ・公立の教員については、教育を通じて国民全体に奉仕するとともに、教育の公共性確保に資するため、教育公務員としての身分を保障されたい。

② 服務管理

- ・服務規律の遵守、政治的行為の禁止等、教育公務員としての様々な制限が課せられることは必要である。